

# 特別会計・企業会計

特別会計	会計別	歳入総額	歳出総額
	国民健康特別会計	50億9,278万円	49億9,053万円
	後期高齢者医療特別会計	5億7,304万円	5億6,389万円

企業会計	会計別	収益的収入	収益的支出
	水道事業会計	3億2,422万円	2億8,870万円
	病院事業会計	16億1,040万円	12億1,176万円
下水道事業会計	17億6,632万円	14億9,083万円	

## 健全化判断比率

	基準（単位：％）		比率の推移（単位：％）			
	早期健全化	財政再生	R2	H31	H30	H29
実質赤字比率	11.25～15以上	20以上	— (3.35%の黒字) 【早期健全化基準 13.05%】	— (4.40%の黒字) 【早期健全化基準 13.08%】	— (3.51%の黒字) 【早期健全化基準 13.07%】	— (2.70%の黒字) 【早期健全化基準 13.05%】
連結実質赤字比率	16.25～20以上	30以上	— (28.71%の黒字) 【早期健全化基準 18.05%】	— (26.79%の黒字) 【早期健全化基準 18.08%】	— (26.50%の黒字) 【早期健全化基準 18.07%】	— (25.04%の黒字) 【早期健全化基準 18.05%】
実質公債費比率	25以上	35以上	6.9	6.2	5.0	4.7
将来負担比率	350以上	—	— (28.8%の黒字)	— (24.9%の黒字)	— (53.8%の黒字)	— (71.8%の黒字)

※「健全化判断比率」とは、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」において定められた。地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標。